

(議事録)

鈴木部会長

ただいまから第2回埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

9月7日の合同専門部会の労働基準部長挨拶でも御説明したとおり、12月1日改正・発効のためには、本日の専門部会において部会報告を取りまとめていただく必要がございますので、よろしく願いいたします。では、出席委員の状況につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

賃金室長補佐

報告します。

本日の出席者は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。

鈴木部会長

ありがとうございます。本専門部会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第6条第6項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本専門部会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

なお、本専門部会は、会議は非公開、議事録を公開といたします。

また、本専門部会の議事録の確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私、鈴木が、労働者側は近藤委員に、使用者側は並木委員にお願いしたいと思います。

続きまして、配付資料の確認と説明を事務局からお願いします。

賃金室長

説明いたします。お手元に次第を御用意ください。No.1からNo.4まで4種類の資料を用意させていただいております。

No.1は、賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の内訳、電子部品の分になっております。

No.2は、最低賃金に関する基礎調査結果の中で、引上げ額・引上げ率・影響率の早見表となっております。

No.3は埼玉県の最低賃金として、地域別最低賃金のほか、5種類の特定最低賃金の一覧表となっております。

No.4は、下の(注)2を見ていただきたいのですが、この表は令和4年度第3回埼玉県最低賃金専門部会で資料No.1として配付したものです。その時点では6月分までの数字でしたので、7月分として新たに更新したものとなっております。消費者物価指数の対前年上昇率の推移の数字を示したものとなっております。(注)1のところですが、数字についてのご質問が委員の方からございましたのでここに書いておりますが、こちらの消費者物価指数の数値は、「持家の帰属家賃を除く総合」という数字を用いております。9月7日の合同専門部会で、

資料No.20としてさいたま市の消費者物価指数のデータをお配りしているのですが、その8ページの変化率に出てくる数字を取っております。後で御確認ください。資料については、以上です。

鈴木部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局御説明につきまして、御質問などはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議題に移りたいと思います。議題1、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定についてです。

本日は部会長報告をまとめることを予定していますので、円滑な審議に格段の御協力をお願いします。まず本日の協議形式ですが、昨年度は全体協議からスタートいたしまして、行けるところまで行きましたから個別協議に移行いたしました。本年度もそのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長

それでは、全体協議から始めさせていただきます。まず、労働者側委員から、現段階の御主張をお願いいたします。

近藤委員

それでは、労側委員の近藤より、労働側の主張を説明させていただきたいと思います。特定最低賃金の役割というのは、当該産業における労働条件の向上、公正競争の確保、労使交渉の補完、健全な労使関係の構築といったことがありまして、当該産業の魅力向上、さらに持続的な発展に寄与するものと考えております。さらに、全ての労働者に適用される地域別最低賃金と異なり、年齢、業務を特定した当該産業の基幹的労働者を対象とした最低賃金となっておりますので、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が前提であると考えているところでございます。

まず、取り巻く環境の認識としましては、皆さん御承知のとおり、この県内電機産業においても、コロナ禍の影響、昨年からの半導体不足、自動車の生産調整、輸送費・材料費の高騰、最近で言うと、さらには為替状況などの影響により厳しい状況が続いておりまして、またそれらの影響の受け方が企業ごとにも異なっており、企業業績のばらつきも依然として大きいといった認識を持っております。

ただ、産業全体で見ると電機関連産業は、コロナによる落ち込みというのは、他業種と比較すれば比較的小さい状況がずっと続いておりまして、令和4年、第2四半期の鉱工業生産指数で確認しても、全産業が87.1となっているところ、電機関連産業、関連業種をウエート

により加重平均すると 92.8 となっておりまして、さらに6月月報では、全業種が 91.5 のところ電機関連産業は 99.6 となっておりまして、今後の回復、持ち直しにも大きく期待が持てる状況であると認識しているところでございます。

電機連合の春闘の結果等についても説明させていただきたいと思っております。2022年春闘における埼玉県内の加盟組合の結果を説明させていただきますと、企業内最低賃金の引上げ額の平均が 2,518 円、さらには高卒初任給が 3,733 円、大卒初任給が 6,243 円と、過去から比較してもまれに見る大幅な引上げがされておりまして、こちらはもちろん各労使が話し合った結果でございますが、人材確保といったことからこのような結果になったというふうに関及しているところでございます。

それを受けまして、今回、提出させていただきました企業内最低賃金の協定書においても、昨年度比較で月額では平均 2,592 円の引上げが図られており、時間額では 13 円引上げの 1,078 円となっております。さらに協定最低額となりますが、昨年は 991 円でありましたけれども、今年は 39 円引上げされ 1,030 円となっております。こちらは同一企業となっておりますので、月例で 7,000 円ほど引上げが図られたといった結果となっております。

このような状況を踏まえまして、電機最賃につきましては、地域別最低賃金の指標、地域別最賃の審議の際に参考とされました物価上昇も踏まえた論議が本年度は必要だと考えております。そういったところから、春闘結果である 2.07%に1月から7月の消費者物価指数の平均 2.27 を加えた 4.34、これに 981 円を乗じた 43 円、43 円以上の引上げが必要だと考えております。

しかしながら、前段説明させていただきましたコロナ禍の状況、さらには部品不足といった先行き不透明感、企業のばらつき等も踏まえまして、本年2月の特定最賃の審議に関するガイドラインでも指標の一つとなりました提出協定書の最低額の本年引上げ額である 39 円、こちらを主張させていただきたいと思っております。

労側の主張としては、まずは以上です。

鈴木部会長                      ありがとうございます。労側の委員から補足はございますか。

霜垣委員                        特にないです。

鈴木部会長                      1点確認させていただきたいことがございます。現段階ではプラス 39 円という御主張だと思いますが、協定額の最低額が 1,030 円であるのに対して、現段階では 981 円ですよ。これを引き算しますと。

近藤委員 49 円。

鈴木部会長 49 円ですね。49 円ではなく、使側へ配慮し 39 円でもよろしいですか。

近藤委員 本来であれば、協定額まで早期に引き上げたいというのが労側のこれまでの主張で、もちろん 49 円が目指すべき水準にはなりますが、本年度の引上げとしましては、先ほど主張しました 39 円を主張させていただきたいと思っております。

鈴木部会長 承知いたしました。何か使側の皆さんから御質問はありますか。

並木委員 私からはないです。

布川委員 ございません。

鈴木部会長 そうでしたら、続きまして、使側の委員から、現状の御主張をお願いできればと思います。

並木委員 おおむね今、近藤委員からお話いただきました経済状況については、同認識を持っております。繰り返しますけれども、半導体不足、為替の影響を含め、コロナからの立ち上がりがまだ未達な会社もあり、経営側としては非常に苦しい状況が続いている。とはいいいながらも、一部の電機・電子部品につきましては二極化というか、追い風で業績が回復しているところもあれば、まだタイムラグがあり業績が立ち上がってこないという、二極化という一面の中で経営のかじ取りをしているのが今の状況でございます。

今年の最低賃金は 31 円目安が上がったということで、我々、経営側が非常に危惧しているのは、昨年同様、雇用の維持、それと賃上げによる影響率、今日頂いた資料でも、30 円弱ですと 20%弱の企業が影響を受けるということで極力、賃上げにつきましては、世の中の動向、世界的に見ても、賛成というのは異議がないと思いますが、そのタイミングと、なるべく経営にインパクトが少ないような、緩やかな金額の上昇を望みたいと考えております。

今回の目安 31 円はインパクトのある数字でした。従来の我々埼玉の使用者側の計算式で鉱工業生産指数を当てはめると 25 円になりますが、20 円台ぎりぎりの後半ぐらいで何とか決着して、経営側のインパクトも少なく、かつ、近藤委員がおっしゃった魅力ある電子電機事業にしていきたいと思っております。私からは以上です。

鈴木部会長           ありがとうございます。布川委員、鈴木委員から補足はございますか。

布川委員            ごさいません。

鈴木（健）委員      大丈夫です。

鈴木部会長           ありがとうございます。それぞれの委員の代表の方から、金額に関する根拠と今回の改定の要望額を御提示いただきました。労側はプラス 39 円、使側はプラス 20 円台後半というので大分開きがありますので、双方に歩み寄っていただく必要がございます。それぞれの業界の状況を各側の委員それぞれから御発言いただきたいのですが、まず霜垣委員、いかがでしょうか。

霜垣委員            分かりました。私の勤務先は半導体の製造がほぼ会社業績の 8 割、9 割ぐらい、残りがマイクロ波デバイスということで、レーダー管とかマグネトロンという、X線の照射装置といったものを作っている会社です。特に半導体に関しては昨年、実際には、2020 年の 10 月ぐらいからコロナの影響から大分戻り始めて、2021 年、22 年はずっとフル生産が続いているような状態で、巷で言われている半導体不足に対しての取材なども会社が受けたりしていますし、いまだに注文は、最近世界的に若干の在庫調整局面に入っているのも、受注等々は少し下がり気味にはなっていますが、過去の受注が積み上がった状態で、今年いっぱいまではフル生産が継続しているような状況です。

あとは会社の中での特賃の取扱いに関して一言発言しておく、特に先ほど言いましたマイクロ波管の製造関連、そこの現場で基盤のハンダ付け作業等をやっていただいているパートの方がトータルで 60 名ぐらいおられて、そういった方が今回、この場で取り扱う特定最賃が影響してきます。

鈴木部会長            ありがとうございます。次に、西牧委員、お願いいたします。

西牧委員            私の勤務先も半導体の関連で、今は半導体一本でやっていいいます。先ほどの霜垣委員と同様に、受注はまだまだ旺盛なところであって、在庫、注残もあります。あと円安もありますので、先ほど並木委員から二極化という話がありましたが、利益もそれに伴って、海外に対しての売上げがあるという形で円安がプラスに響いているのは間違いのないと思います。いい方向かと。

人の話にいけますと、逆に人手不足感がかなり多くなっている。人

事でも、募集をかけてもなかなか入ってきていないと。

最賃に関してはまた後ほどお話しできればと思いますので、企業業績等々に関しましては、以上となります。

鈴木部会長

ありがとうございます。布川委員、いかがでしょうか。

布川委員

当社は国内向けの照明を手がけている企業ですが、今、照明業界は3.11の東日本大震災以来、大幅にLED、省エネ商品のほうに舵を切っております。そのときが非常に追い風でして、世の中の照明が一気にLEDに置き換わるのではないかというぐらい、各社競争してラインナップを広げて、シェアを取り合った状況が続きました。ここに来てLEDの商材も他業種の方が参入するようになって、価格競争の時代に入ってきていまして、以前は付加価値の高い商品であったのですが、今はもう薄利多売の商売にシフトしてきております。

また、ここに来て2020東京オリンピックで、インフラ関係の特需が沸いて、道路や体育館・施設とか、エリアとしては東京エリアに限定してしまうのですが、照明を全部最新のものに置き換える。具体的に言いますと、照明制御と照明を組み合わせた、今までのただ単に照らす照明から、演出なども手がけられるような照明へとシフトしたところで、そこでそういった技術を持っている業界が生き残っている状態ではあったのですが、それも一段落してしましまして、残っている案件の取り合いというような形が今の状態です。

労側の方々もおっしゃっているように、ここに来て半導体が世界的に不足しておりまして、受注はしたのですが部品がそろわない。あとこの一つの部品だけそろえば出荷できるんだけど、それが入ってくる日程が決まらないがために、お客さんに納期回答が出せないということで、取る能力はあるんですけども、お客様に渡すことが確約できないところで、非常に苦しんでいる状態ではあります。購買関係を担当する者が必死になって代替の部品を買いそろえるのですが、そうすると価格の単価が跳ね上がる。代替部品も従来どおりの価格では買えないということで、かといってお客様に売り渡すときにその価格転嫁ができるかということ、それもなかなか難しい状態。結局は取った分だけの利益を削って、お客様に届けて、何とかお客様の信用をつなぎ止めているところでございます。

この部会の話で言いますと、最低賃金は上げざるを得ない、これはもう肌で感じていることで、そうでないと優秀な人材はそろわないのですが、ただやみくもに上げてしましますと、コスト高、為替差益のマイナス要因、それプラス労働賃金の高騰ということで、ダブルパンチの状況が容易に想像されるので、ここでは慎重な論議をして、労使で納得のいく賃金を出さなければいけないという思いで今日はこちら

に参りました。以上です。

鈴木部会長           ありがとうございます。鈴木委員、お願いできますか。

鈴木（健）委員       初めて参加させていただきます、鈴木と申します。

当社は中小企業ですが受注は顕著に上がっています。我々、先ほど出てきた半導体を使って、アSEMBリーとして一つの電源という製品を作り上げていまして、発電所、電車、飛行機、医療機器など非常に幅広い日本のインフラに対して電源を入れております。電源はどういうものかといいますと、皆さんがパソコンで使うアダプターのようなものですが、1つ1つの産業機器には大型の電源が入っております。一つの製品を作るのに半導体だけでも300から500のデバイスが必要になりまして、その大半、大体7割が欧米の半導体を使います。ですので、今の円安というのは単純にコスト高になっています。これを「円安になったので価格アップをお願いしたい」と一次請けの企業さんをお願いしてもなかなか、「もう少し頑張れ」という話になっている。かつ、半導体単体で見ても、コロナで物不足ということもありまして、原材料費が上がっております。欧米に関しては、大体30から60%ぐらいの原価アップになっております。

今お話にありました、入ってこないのも市場で部品を探すんですけども、こちらコストアップになると。ですので、受注は顕著にいいんですけども、まず物がそろわなくて出荷ができない。もう一つが、コストアップになって、それをお客様になかなか転嫁を認めてもらえないというのが中小企業の現状でございまして、受注はいいのですが、もう利益率が落ちてくると。結果的には経常利益が軒並みダウンしているというのが、中小企業、我々が現状置かれている立場だと思っております。

時節柄、賃金アップ、日本の経済を含めて上げていかなければいけないというのは我々も理解しておりますし、私どもの社員に対してそう思っておりますが、なかなか袖は振れないというのが正直なところであると思っております。

鈴木部会長           どうもありがとうございます。

それぞれお勤めの企業、あるいは経営されている企業を中心に現状について御報告いただきました。金額に関する考え方の補足などございましたら、この場でお願いできたらと思います。労側委員の皆さん、いかがでしょうか。

近藤委員           1点、使用者側に質問というか、確認させていただきたいことがあるのですが、今、鉱工業生産指数等から主張金額をされたと認識して

おりますけれども、地賃の際にも審議において非常に重視されました消費者物価、物価上昇についてどのように捉えられているか、御意見をお聞かせいただければと思います。

並木委員　　今回に限らず、我々、使側が今まで鉱工業生産指数を使ったものに対して、物価に関しては御承知のとおり、この計算式では考慮していません。よくも悪くもですが。

鈴木部会長　　現段階では、C P I は考慮しない値で御提示いただいたということですね。よろしいですか。

近藤委員　　分かりました。中央最賃の目安審議においても、今年度は消費者物価指数が考慮されたのですが、これも中央最賃では初の審議であったということもございますので、物価についてもぜひ一考いただけるとありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

並木委員　　今年から物価を入れてきたというのはそのとおりですが、今年だけなぜ、物価が安くなったときに反映しないで、という個人的な意見はあります。

鈴木部会長　　何か使側から労側への質問はございますか。

並木委員　　皆さんの会社、私どもも含めてですけども、今は採用されるときにこの特定最低賃金で採用されていますか、それとももっと高い金額でしょうか。先ほど西牧委員から人が集まらないというお話があったと思うのですが、多分、各社メーカーは同じ認識だと思うんです。

西牧委員　　そうですね。今日お配りしてある資料N o . 1 を見ていただきたいのですが、こちらに賃金の最低額の定めに関する労使間協定書とございますので、実際に採用する金額もこれが最低のラインでの採用となっております。

並木委員　　特定最賃以上で採用しないと来ないということですね。

西牧委員　　そうですね。

近藤委員　　1点。電機連合全体のお話で私から説明させていただきますと、電機の労働組合がある企業の多くが、企業内最賃のほかに高卒初任給、大卒初任給といった最低金額を定めておりまして、さらには企業によっては年齢別最低賃金も設けております。そういったことから、これ

は企業によるのですが、企業内最賃と高卒初任給を一致させている企業とさせていない企業が実はありまして、一致させている企業は企業内最賃も近年非常に高く上がっていています。企業内最賃と高卒初任給を分けているところは、高卒初任給は比較的早く上昇しているのですが、企業内最賃は緩やかに上がっていくような、全体感で言うとそういった状況になっております。

企業内最賃の使い方は、これも本当に企業内それぞれとなっております。私のもともと出身であった企業で言うと、正社員以外の方に対する最低保障といった形で使われておりまして、具体的にはパートはもっと高いのですが、そもそも電機の特定最賃の対象にはならないような、例えば障害を抱えているとかそういった方に適用させるために設けていたといったこともありまして、企業内最賃は、先ほど西牧委員が言ったとおり最低保証額という形で、使い方は企業によってばらつきがあるところとなっております。

並木委員

そうですね。というのは、組合をお持ちの方とか中規模以上ですとクリアはしているんです。

霜垣委員

企業内最低賃金が適用されるのは正規従業員で、パートは特賃を適用しているので、「パートが集まらない」と人事が困っているという話をよく聞いています。企業内のコスト増とか、雇用を維持するためにそこまでは難しいという発言が使用者側からよく出てきますが、その場合、パートから会社側に「私たちはこれだけの仕事をしているのに、地域は〇〇円上がっているのに特賃はそれ以下の金額しか上がらないんですか」という質問が出たら、使側はどういう説明をするのでしょうか。組合としてはそこは答えられる部分ではない。我々としては最低でも同額は引き上げないと、パートさんに対して、ほかの業種の方は31円上がっているのに、ハンダ付けというある程度の技術を持っていないとできない仕事なのに地域よりも上がらないんですかと聞かれたときにどう答えたらいいのか。そこが非常に悩ましいと考えています。

並木委員

おっしゃるとおりで、極端な例ですけれども、1つは儲かっている会社は独自で判断をされてどんどん時給を上げていければいいと思うんです。優秀な人が欲しいのでそれなりの処遇は当たり前ですけれども、今回、我々が心配しているのは、本当にそれができない中小の会社を法律で縛って、この電機電子で最低を決めてしまうとこれを守らないといけなくなってしまって、それによって立ちいかなくなってくる20何%の方たち、それと最低賃金との兼ね合い。多分ここがポイントになってきて、今、上向きで利益を出している会社は、極端に

言えばそのまま突っ走って頑張っていっていただければいいので、その下、最低賃金ですら苦しい会社があるとすればそのプラスアルファ、だけどいい人が欲しいという中での業界と、この兼ね合いをどう見るかというのは非常に難しい判断。

だから、当初申し上げた今年の31円というのが一つのキーワード、全国の経営者の方たちはもう31円は認識されているので、そこをどうハンドリングしていくかというのが、まさに今日の会議の焦点になると私は思っています。

霜垣委員

また発言させてもらっていいですか。今の並木委員のお話の中で、地賃が31円引き上がっていますという話ですけれども、東京とか神奈川は産業別最低賃金が地域別最低賃金にもう飲み込まれて、地域別最低賃金の引上げ額を適用せざるを得ない状況になっているんです。今は31円という、地賃と同額という話もありましたけれども、地賃が特賃に追いついて特賃がもう飲み込まれてしまうと、企業の状態にかかわらず、地賃、地域別最低賃金の引上げ額を全業種が適用しなければいけなくなる。業界として、業績、景気が悪い状態でも、景気がいい状態でも、地域別最低賃金が31円とか35円とか引き上がったときには、有無を言わずそれを適用しなければいけなくなるという状況が、東京、神奈川はもう既にそういう形になっているんです。

それを踏まえたときに今の状態、地域別最低賃金よりも特定最低賃金の引上げ額が少ない状態が続いていくと、いずれ追いつかれてしまう。追いつかれたときには、業界の景気動向なんてもう関係なくなるんです。そういう状況に近づいていってしまうことに対しては、使側としてはどういう認識を持っているのでしょうか。

並木委員

この質問の答えは、まず、東京等がなぜ特定最賃として電機を特別に扱わなくなったのかは私も分かりません。それと、正直申し上げて特定最賃の効果が測れないんです。多分、誰も分からないんですね。これを幾ら上げたからこれだけ効果があったとか、そこが悩ましくて、その効果が測れるようであれば、もっと我々はいいい議論というか、これでこうすればこうなるねと、競争力がこれだけ高まったねと。そこが言えないのがつらいところです。

ですから、既にもう電機を特別視していない県があるとすれば、ただそれについては、我々埼玉についてはこの5業種を育てていこうということで、もう特定最賃と決めているわけですから、まずはこの中で埋没していいと思っっている方はいないと私は思っています。霜垣委員の答えになっているかどうか分かりませんが、埼玉県にとっては総論で、電機電子、非鉄金属等の5業種は何とか育てていこう、それなりの金額を出して経営も労側も頑張っていこうという中で今日

の議論があると思っています。

霜垣委員

過去を見ると、県の最賃と特賃を比較したときに15%程度の時給の優位性が保たれていたんです。これだけの時給差があったときは、この特定最賃というのは、採用する側で時給設定をする際に、人不足でなければこの時給で設定されるはずですので、こういった場合だと特定最賃の意義はこの時給差に現れて、この産業として人を確保するために重要な位置づけになっていたはずなのです。それが2001年から今までの間に、地域別最低賃金の引上げ額よりも下回った状態を継続してきたために、そこの魅力がなくなってきました。本来であれば、時給で15%も違っていれば、採用段階でこの産業は魅力的、働く上で時給が多くもらえるという判断もできたはずですけども、結果的に今は大きな差がなくなってきたという、これが過去からの積み上げだと思っています。だからこそ、私としてはこの差が広げられるような、そういう状況に回復していかなければいけないのではないかとと思っています。

並木委員

我々も電機メーカーですけども、もっと稼いで、もっと処遇をよくしていかないと、産業として駄目になっていく。我々の給料もそうです。いろいろ業種がありますが、決してメーカーはもう高くないですね。メーカー離れと言われて久しく、それはまさにここにも出てきていますけれども、賃金が上げられるように業界全体を盛り上げていく。世界的に見ても、日本のメーカーがもっと儲けなければならぬのです。

霜垣委員

そこが一番問題です。「ない袖は振れない」というのは、我々もリーマンショック以降の非常に厳しい状況を知っています。本当にやむを得ないので、昇給等々もかなり厳しい状況が続いていた時期がありました。そういった時期と比較した際に、この現状は本当に引き上げられないのか。ここの段階でどこまでやれるのかについて、先ほど近藤委員からも、春闘の引上げプラス物価上昇分といった話もありました。「ない袖は振れない」という意見があるのも確かですが、労側からすれば波及効果も十分必要と考えていますし、どうすれば、どういう状況になったら、この電機産業が地域別最賃よりも引き上げられる状況に持っていけるのか、そこは課題だとも思っています。

近藤委員

私からも意見を。近年、今年は消費者物価指数を見たために少し違うのですが、昨年度とかで考えますと、政府の骨太方針に強く影響されていて、地賃の引上げが非常に高い水準で引き上げられてきており

ます。過去の特賃、過去の地賃の審議とは少し状況が違い、それを踏まえた論議が必要かと思っております。そういった意味で、ただ先ほどのお話でいくと、全体感で言いますと、全産業と比較して、電機産業は一人当たりの付加価値、時間当たりの付加価値は大体40%以上高いというような結果にもなっております、これは全国でしか取れないんですけれども、そういったところから考えると電機産業で働く人は、一般的な全業種と比較すると高い付加価値を生み出しているという状況もございます。そういった意味では、十分儲けているかどうかは難しいのですが、全産業と比較すると優位というか、付加価値としては強く出している状況でございます。

とはいえ、地賃がこれだけ上がってきてしまっている中、地賃と一緒にいいのかというと、優位性が保たれている限りは地賃をベースに引上げ額を考えていく必要もあるのではないかと考えます。先ほど並木委員が言われましたように、調子がいいところは上げてもらって、調子が悪いところは、というお話もありましたが、それを防ぐための特賃だと私は考えておりますので、そういった意味で、産業として全体平均というか、最低限の地賃とどれぐらいの高さを保たないといけないのかというのも、審議、論議していく必要があると思っております。そういった意味だと、先ほど霜垣委員からお話がありましたとおり、私としては地賃との差というのは、割合で考えますと、本来は広げていく必要があると考えておりますので、そこもぜひ御理解いただければと思っております。

並木委員

特賃の定義ですよね。儲かっている会社は賃金をどんどん上げていくべきだし、上げていけばいい。優秀な人が欲しいですから。

鈴木（健）委員

当社にもパートタイマーがいますが、特賃を基準にして時給を決めていくわけです。中小企業の場合、ここが効いてくるのは事実です。要は特賃を見て時給が決まっていく、もうぎりぎりのラインでやっているという感じです。大分県最賃との差がなくなってきたのではないかというお話がありますが、電機産業全体に見て日本の競争力低下がある。我々も海外に打って出ようと思うわけですが、海外の競争力を失って、どうしても国内産業に頼らざるを得ない状態というのが今の電機だと思えます。「電子立国日本」と言っていた時代の4C、セミコンダクター、コンシューマー、セルラー、コンピューターと日本がかつてナンバーワンを取っていた業種は、今は全てナンバーワンではない状態で、私は海外の半導体もよく使うのでその関係者とも話をしますが、世界マーケットとして、日本の電機産業に対して世界の部品メーカーが興味を失っていると。車と産業機器をターゲットにしてくださいと言われるという。そこがここの差になっていると思う

んです。賃金もちろん大事ですけども、電機産業自身をもっとしっかりしていかないと上げられるものも上げられない。

中小企業が置かれている現状は、我々は下請になるので、原材料が上がり、円安になったものを価格転嫁してくれなければ、我々はいつまでたっても利益は上がらない状態なので、多分、大企業からすると、最低賃金があっても企業内賃金があって、そこを基準に判断されると思いますが、中小企業からすると、まさにこれが本当の基準になっているので、そこを考慮していただけるとすごく助かりますというところです。

鈴木部会長

ありがとうございます。

冒頭、労側からプラス 39 円、使側からプラス 20 円台後半ということで、おおむね 10 円以上の開きがある状態でスタートしています。それぞれ業界の現状とか、お勤め先、経営している企業の現状についても共有できていると認識しております。具体的には、半導体不足、為替の問題、人手不足というのは双方に共通認識があるところだと思います。とはいえ、今日は金額を決めなくてはいけません。共通点を整理するだけでは先に進みませんので、金額について詰めた協議をさせていただきたいと思います。

まずは労側から、金額について少し協議させていただいて、その後に使側と協議させていただければと思います。お願い事ですが、双方の歩み寄りをお願いいたします。

(休 憩)

鈴木部会長

それでは、部会を再開いたします。労使各委員の円滑な結論の取りまとめに御協力いただきまして、感謝を申し上げます。今回はプラス 32 円で報告書をまとめたいと思っております。しかしながら、使側の立場から言うと、このプラス 32 円はなかなか厳しい金額でもございますので、並木委員からご発言をお願いしたいと思います。

並木委員

本日はいろいろ御議論いただき、本当にありがとうございます。冒頭から同じ話を申し上げるようですが、今回は影響率も全て、公益の皆様からも、事務局からも現状感をいろいろ教えていただいたりした上でお話ししますが、ある一定の特定最低賃金近傍で経営されている方々が少なからずおります。そういう方たちは、我々も含めてですけども、為替の問題とか半導体不足で部品が入ってこなくて非常に御苦労されている、一企業の努力ではどうしようもないような状況がいまだにある。多分、これはもう皆さんの総意だと思うんです。そういう中で、正直、来年の影響度がまだ分からない中で、我々とし

ては目安の 31 円に抑えたいという、経営者の方たちに最低限許していただける範囲かと思つてずっと主張させていただいていたのですが、確かに上昇率というもう一つ考え方があるのを承知しております。

先ほどから申しているとおおり、景気のいいところはどんどん頑張つて戦つて上げていくべきでしょうし、ただ、この特定最賃の位置づけを考慮した上で、それでも厳しい中で、自分の経営努力だけではどうしようもないような中で経営されているという方たちが少なからずいらつしやる。1 万 4,000 人弱の従業員を雇っている経営者の方たちがいらつしやるというのをぜひ御理解いただきたいと思つております。

鈴木部会長

布川委員、鈴木委員、補足はございませんか。  
労側の皆様から、何かコメントはございますか。

近藤委員

これまでの審議、まさにお互いを尊重した論議をしていただきまして、まず感謝を申し上げたいと思つます。

おつしやるとおおり、電機の産業、とりわけ今は、ばらつきというのは労使共通で認識できる課題かと思つております。今回の審議の中で、使側委員より発言がありました「産別を育てる」という認識の下、今回は 31 ではなく 32 という判断を使用者側がしていただけたことについて、労側もそこは非常に思いを同じくするところもあり、我々としても、当初の主張からの 32 円で納得というか、理解するところがございます。本当にありがとうございました。

鈴木部会長

霜垣委員、西牧委員、何か補足はございますか。

西牧委員

ありません。

霜垣委員

大丈夫です。

鈴木部会長

ありがとうございます。

令和 4 年度の埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は引上げ額 32 円、引上げ率 3.26% の時給額 1,013 円とすることで結論に至つたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長

それでは、採決に入ります。令和 4 年度の埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は 1,013 円、発効日は法定どおりとするについて、賛成の委員は挙手をお願い

いたします。

(挙手全員)

鈴木部会長           ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。  
それでは、部会長報告書（案）を配付してください。

(事務局より各委員に専門部会長報告書（案）配付)

鈴木部会長           それでは、部会長報告書（案）について、事務局から読み上げをお願いいたします。

賃金室長           読み上げます。

案、令和4年9月29日、埼玉地方最低賃金審議会会長 土屋直樹殿。埼玉地方最低賃金審議会、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長 鈴木奈穂美。

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年8月3日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記、公益代表委員、鈴木奈穂美、土屋直樹、満木祐子。労働者代表委員、近藤正人、霜垣謙一、西牧善信。使用者代表委員、鈴木健一郎、並木浩、布川重行。

別紙、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業〔医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。〕、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者。

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片づけの業務。

ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,013円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。以上です。

鈴木部会長

ただいま事務局から部会報告書(案)を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長

それでは、原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、(案)を消していただき、本審議会に提出することといたします。

部会結審に対して、労働基準部長より御挨拶がございます。

労働基準部長

部会報告を取りまとめていただきましたので、ここで一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって、労使の金額提示に隔たりがある中、双方の歩み寄りに感謝を申し上げたいと思います。また公益委員の皆様方には、この部会報告の取りまとめに御尽力いただきましたことに、御礼を申し上げたいと思います。

この後、事務局としては、今回の部会報告を来る10月3日の第7回本審に、ほかの特賃と合わせて一括報告、審議いただきまして、答申をいただく予定にしております。その後、異議申立ても踏まえまして、11月1日の官報公示を目指しまして、最短で12月1日木曜日の発効を目指して、事務手続を進めていきたいと思っています。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

鈴木部会長

ありがとうございました。

議題2、その他です。まず、委員の先生方から何かございますか。特にございませんか。

ないようでしたら、事務局、何かございますか。

賃金室長

今後の予定について申し上げます。先ほど基準部長から御挨拶であったので繰り返しになりますが、確認させていただきます。

まず、10月3日午前9時30分から本審の委員に御出席いただき、

第7回本審を14階雇用保険説明会場で開催する予定です。この本審において、各部会報告を一括審議していただきます。その結果、答申をいただきますと、異議申出の公示を行い、異議申出があった場合は10月19日に異議審を開催し、再審議を経まして、11月1日に改正決定の官報公示を行い、効力発生日は12月1日木曜日となります。以上です。

鈴木部会長

ありがとうございます。

では、以上をもちまして、本日の第2回電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

— 了 —